

特定商工業者制度について

商工会議所には、会員とは別に、商工会議所法である一定規模以上の企業(特定商工業者)にその登録(法定台帳の提出)と経費負担(負担金の納入)のご協力をいただき、その地域の商工業の実態把握を行いデータ活用することを目的とした特定商工業者制度が設けられています。

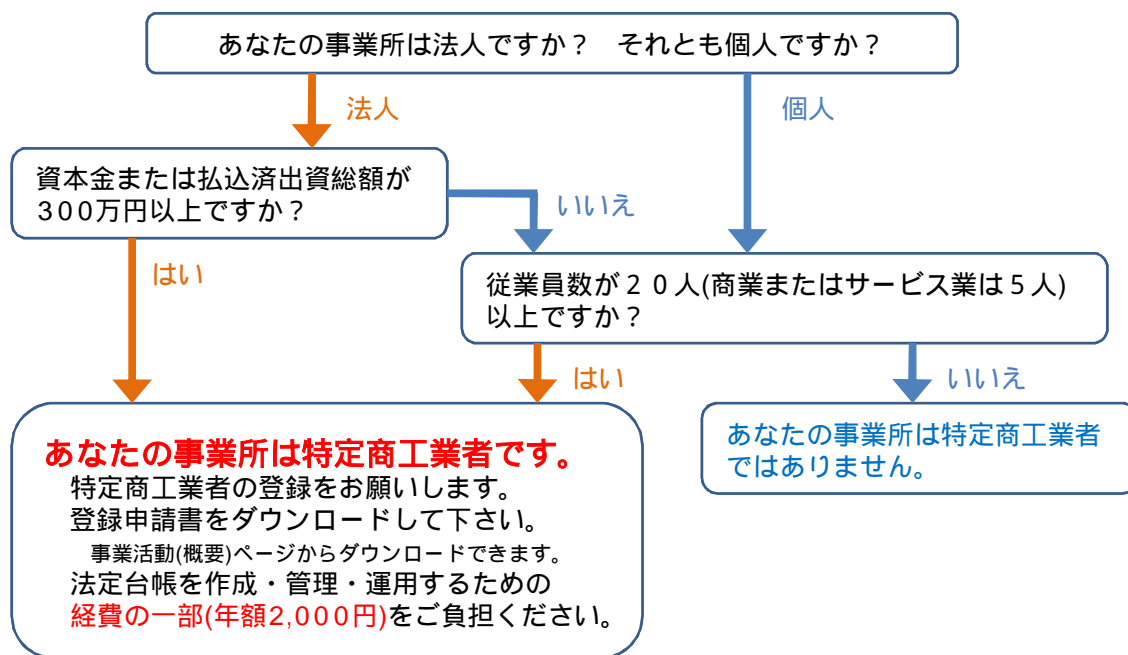
商工会議所会員

自由意思によって加入し、商工会議所の諸事業をより積極的に活用することにより、事業の拡大を図ることができるのが会員です。負担金とは別に会費をご負担いただきます。

特定商工業者

商工会議所法で定められた制度で、西宮市内で6か月以上営業されており、その規模が法律で定められた基準であれば会員・非会員にかかわらず商工会議所に登録し、負担金のお願いをさせていただきます。

あなたの事業所は特定商工業者ですか？



【参考】特定商工業者とは？

「商工会議所法」(法律第143号 昭和28年8月1日公布)の法定台帳に関する条文抜粋

(法定台帳の作成)

第10条 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。

(2～6項まで略)

7 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

第11条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(負担金)

第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、

特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

(注)第12条第1項の経済産業大臣の権限は商工会議所法施行令第7条により東京都知事に委任されている。

法定台帳の登録申請書のダウンロード

特定商工業者の方は事業活動(概要)ページより「登録申請書」を印刷し、記入・捺印の上ご郵送ください。

< 宛先: 〒662-0854 兵庫県西宮市櫛塚町2-20 西宮商工会議所 総務グループ >